

柏市営住宅子育て世帯向け期限付入居制度について

目的・期待される効果

○住宅に困窮する子育て世帯に対して、低廉な家賃の市営住宅を賃貸することで、経済的な負担を軽減し、安心した子育て環境を提供するとともに、市営住宅の安い家賃による経済的軽減分を、将来の自己住宅建設等の原資に充てていただくための制度です。

○市民の共有財産である市営住宅をより多くの子育て世帯に利用していただくとともに、高齢化等により活力が失われつつある団地内コミュニティの活性化を図ることが期待できます。

概要

入居者資格	入居期間	入居期間の延長	住 戸	募集時期と入居時
<p>①市営住宅の入居要件（柏市民であること、所得制限等）を満たしていること。</p> <p>②申込者本人を含め40歳以下の夫婦と小学校6年生以下の子どもを含む世帯であること。</p>	10年間	<p>最長5年間</p> <p>条件</p> <p>①市営住宅の入居要件を満たしていること。</p> <p>②入居期間満了日において、中学校を卒業していない子どもと同居していること。</p> <p>③入居期間において高額所得者又は明け渡し事由の規定に該当していないこと。</p>	<p>3DK（55㎡以上）</p> <p>募集する住戸は、募集時の空き状況に応じて決めます。</p>	<p>①6月募集 9月1日入居</p> <p>②12月募集 4月1日入居</p>

子育て世帯を支援する期限付入居制度について

(Q & A)

Q 1 入居期限が到来したら退去しなければなりませんか？

原則、入居期間が満了したら退去していただきます。

しかし、入居期間満了日において次のいずれにも該当する場合は、最長5年間（5年間又は現に同居している子のうち最年少の子が中学校を卒業するまでの間のいずれか短い期間）入居期間を延長することができます。

【延長の条件】

- ①入居期間満了日において、市営住宅の入居者資格を満たしていること。
- ②入居期間満了日において、中学校修了前の子どもと同居していること。
- ③入居期間中において、高額所得者又は明渡し事由に該当していないこと。

【延長期間の例】

例1：入居期間満了日において、最年少の子どもが13歳の場合の延長期間は2年間です。

※5年間と中学校を卒業するまでの年数（2年間）を比べた場合、中学校を卒業するまでの年数のほうが短いからです。

例2：入居期間満了日において、最年少の子どもが8歳の場合の延長期間は5年間です。

※5年間と中学校を卒業するまでの年数（7年間）を比べた場合、5年間のほうが短いからです。

Q 2 40歳以下の両親，中学校1年生，小学校3年生と祖父母の6人家族で暮らしています。子育て世帯向け期限付入居の申し込みはできますか？

申し訳ございませんが，申し込みはできません。

子育て世帯向け期限付入居は，40歳以下の両親と小学校卒業前の子どもを含む子どもからなる世帯を対象としていますので，それ以外の方（設問の場合は祖父母）が同居している世帯については対象外となります。

Q 3 入居期間中に子どもが転出等の理由により同居しなくなった場合や夫婦に新たに子どもが生まれた場合はどうなりますか？

子どもが転出等の理由により同居しなくなった場合でも，当初の入居期間は入居することができます。

入居期間中に夫婦に新たに子どもが生まれた場合は，入居期間に変更はありません。しかし，入居期間が延長される場合があります。詳しくはQ1を参照してください。

Q 4 「40歳以下」や「小学校修了前の子ども」が申込要件ですが，年齢の判断基準日はいつですか？

年齢の判断基準日は，申込期間の最終日です。

例えば，12月募集の申込期間を12月1日から12月15日とします。ご両親のいずれかの方の誕生日が12月10日で41歳になるとします。

誕生日を迎える前の12月8日に申し込んだとしても，申込期間の最終日時点では41歳なので，この場合は申し込みはできません。申し訳ありませんが，御了承ください。